

# 危険物新聞

## 保安講習はじまる

平成2年6月26日より

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者を含む）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

平成2年度、前期（6月26日～11月22日）は、別掲のとおり大阪府下全域で開催し、後期は12月～2月に計画している。

第437号  
発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集発行人 松村光惟  
大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

また、申込書様式は一部改訂して5月下旬各消防本部で配布の予定。

講習は、①化学工場、②石油コンビナート、③給油取扱所、④タンクローリー、⑤その他一般、と5部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。  
(次頁へつづく)

## 全国危険物安全週間

6月3日(日)～9日(土)

今年より、危険物安全週間が6月3日(日)から9日(土)までの1週間にわたりて全国一斉に行なわれる。

この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としたものである。

週間中の実施重点事項は次のとおり。

- ① 危険物施設における保安体制の整備促進
- ② 危険物に関する知識の啓蒙普及
- ③ 危険物保安功労者の表彰

—危険物安全週間推進キャンペーン標語—

「まさか、より「もしも、で守ろう危険物

ハツタは先端技術とふれあいの心をいかします

**Hi-Tech & Hi-Touch**

ハイテック&ハイタッチ

平成の新しい時代

社会を火災から守るという創業時の信念を貫きながら  
新しいメッセージでスタートします

HATSUTA

営業品目

消火器/消火装置(システム)/消火薬剤

特機商品/防災商品/自火報

○ 株式会社 初田製作所

本社・工場 / 〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
TEL (0720) 56-1281 (大代) FAX (0720) 56-1472

## 保安講習・受講手続について

- ① 受講申込書（指定の往復ハガキ様式）に、希望する会場等を記入して、郵送して下さい。（必ず、第4希望まで記入して下さい。）なお、会社等で複数の受講者があるときは、まとめて、返信用封筒を同封の上送付して下さい。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4000円の大坂府証紙）を貼付し

て、申請します。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストが交付されます。

## ④ 受 講

講習当日、受講券、免状及びテキストを持参し、所定の講習（3時間）を受講すると、免状に受講済印を押し交付。

## &lt;後期の予定について&gt;

後期分（2年12月～3年3月）の予定は次のとおり。

- ・大阪市内8会場（内、化学工場関係2会場）
- ・豊中2会場
- ・茨木、枚方、堺、吹田、東大阪、各1会場

## 平成2年度(前期)危険物取扱者保安講習予定表

## ◇化学工場関係

(回数)	(開催日時)	(講習会場)	
4	7/4(水)午前	大阪府労働センター	大阪市
8	7/11(水)午前	大阪府商工会館	//
16	7/18(水)午後	//	//
20	7/26(木)午前	//	//

## ◇コンビナート関係（大阪北港地区）

48	10/30(火)午後	此花会館	大阪市
54	11/22(木)午後	//	//

## ◇給油取扱所関係

*3	7/3(火)午後	堺市民会館	堺市
11	7/12(木)午後	大阪府商工会館	大阪市
15	7/18(水)午後	//	//
*17	7/19(木)午後	岸和田・鉄鋼金属会館	岸和田市
*24	9/18(火)午後	堺市民会館	堺市
*44	10/24(水)午後	関西技能開発センター	摂津市

## ◇ローリー関係

*23	9/8(土)午後	堺・臨海センタービル	堺市
25	9/22(土)午後	トラック協会会館	大阪市
28	9/29(土)午後	//	//
*38	10/17(水)夜	堺・臨海センタービル	堺市

## ◇その他・一般

1	6/26(火)午後	大阪府商工会館	大阪市
2	7/2(月)午後	//	//
5	7/4(水)午後	大阪府労働センター	//
*6	7/6(金)午後	富田林市民会館	富田林市
7	7/9(月)午後	大阪府商工会館	大阪市
9	7/11(水)午後	//	//

10	7/12(木)午前	大阪府商工会館	大阪市
13	7/17(火)午後	大東市総合文化センタ	大東市
14	7/18(水)午前	大阪府商工会館	大阪市
*18	7/23(月)午後	堺市民会館	堺市
19	7/24(火)午後	貝塚市福祉会館	貝塚市
21	7/26(木)午後	大阪府商工会館	大阪市
22	7/30(月)午後	貝塚市福祉会館	貝塚市
29	10/1(月)午後	東大阪・弘容ビル	東大阪市
30	10/3(水)午前	大阪府商工会館	大阪市
31	10/3(水)午後	//	//
34	10/8(月)午後	//	//
35	10/12(金)午後	守口市文化ホール	守口市
36	10/15(月)午後	大阪府商工会館	大阪市
*37	10/16(火)午後	和泉解放総合センター	和泉市
*41	10/19(金)午後	八尾市消防本部	八尾市
42	10/22(月)午後	枚方市・商工会館	枚方市
43	10/23(火)午後	茨木市商工会議所	茨木市
46	10/26(金)午後	大阪府商工会館	大阪市
47	10/29(月)午後	吹田メイシアター	吹田市
50	11/5(月)午後	高槻市消防本部	高槻市
*51	11/6(火)午後	堺市民会館	堺市
52	11/7(水)午後	高槻市消防本部	高槻市

注① 講義時間は、午前の部（9時又は9時30分）、午後の部（13時又は13時30分）開講で、いずれも3時間。

注② 回数欄の\*印の会場は駐車可。（ただし堺市民会館は有料）。

ソフト面からみた

## 危険物Q &amp; A (第1回)

大阪市消防局・危険物研究分科会

## はじめに

昭和63年5月にはじまる一連の危険物関係法令の改正は、いよいよ本年5月23日に施行されました。このたびの法令改正は昭和23年の消防法制定以来の大規模なもので、全ての危険物に対して理化学的な試験（「確認試験」という。）を要することとなりました。

また、本年初めて危険物安全週間が全国的に設定され、毎年6月の第2週中に危険物関係事業所における自主保安体制の確立を図るため、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発が行われます。

最近の危険物の事故をみると、その事故原因のほとんどは人的（ソフト）なものであり、ちょっとした気のゆみや慣れからくるものがほとんどであります。

こういったことから、日頃危険物を取り扱っている人が何げなく行っている行為や忘れていることを再認識してもらい、危険物の取扱いについて理解を深めてもらうため『危険物Q&A』を連載したいと思います。これは大阪市消防局に設けた危険物研究分科会（座長：天王寺消防署水上康富）において作成したもので、事故防止の一助となれば幸いかと思います。

なお、大部分のイラストは、大阪市東成消防署の真田真氏の協力によるものです。

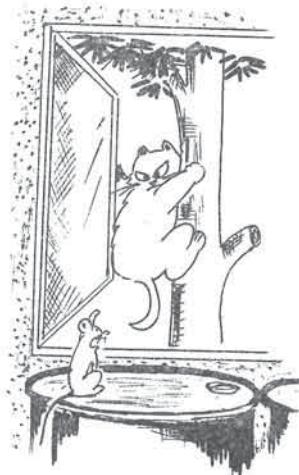
## 1 危険物施設の共通事項

**Q1 防火戸は、出入りがしやすいように、また換気のため、通常は開けておいた方がよい。**

**A1 いいえ。可燃性蒸気の流出防止や火災の延焼防止をするために、防火戸は、必要なとき以外は閉めておいて下さい。**

## 〔事故事例〕

販売取扱所で18リットル缶よりシンナーの小出し作業を行っていた。ところが、販売取扱所と事務室との間の自閉式甲種防火戸をはうきで半開きにしていたため、シンナー

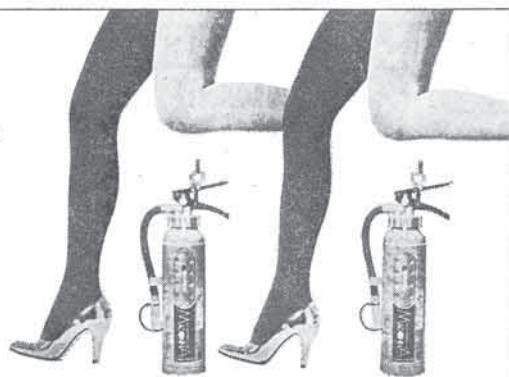
24  
31  
51

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

■ 真田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



の蒸気が事務室へ流れ込んでいた。たまたま、事務所内でタバコを吸うのに使ったマッチを床に捨てたとき引火した。

**Q 2** 静電気は、エネルギーが小さいので、火災の原因になることはない。

**A 2** いいえ。通常、物質の最小着火エネルギーは、約0.1mJであり、これ以上の静電気火花は十分発生します。そのため、危険物を貯蔵し又は取り扱う設備は、確実にアースやボンディングを行い、室内の湿度調整や導電性の衣服、靴などの着用にも留意し、静電気対策を十分行う必要があります。



#### 〔事故事例〕

搅拌槽へ耐油性ゴムホースを用いてトルエンを注入した際、静電気火花が発生し、トルエン蒸気に引火して180 m<sup>2</sup>を焼損した。

#### 〔参考条文〕

政令第9条①⑩ 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静

電気を有効に除去する装置を設けること。

政令第11条①⑩ニ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口付近には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。

政令第15条①⑭ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクには、接地導線を設けること。

⑯ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクのうち計量棒によって当該危険物の量を計量するものには、計量時の静電気による災害を防止するための装置を設けること。

政令第17条①(7) 固定給油設備及び灯油用固定注油設備は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な自治省令で定める構造とともに、先端に弁を設けた全長3メートル（懸垂式の固定給油設備及び灯油用固定注油設備にあっては、自治省令で定める長さ）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

政令第27条⑥(4) ハ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクに入れ、又は移動貯蔵タンクから出すときは、自治省令で定めるところにより当該移動貯蔵タンクを接地すること。

ホ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動貯蔵タンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端を移動貯蔵タンクの底部に着けること。

ヘ ガソリンを貯蔵していた移動貯蔵タンクに灯油若しくは軽油を注入するとき、又は灯油若しくは軽油を貯蔵していた移動タンクにガソリンを注入するときは、自治省令で定めるところにより、静電気等による災害を防止するための措置を講ずること。

(次号へ続く)

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

—懸賞論文優良作品—

## 「研究開発段階に於ける危険物安全管理について」

日本触媒化学工業株中央研究所 北田律男

### はじめに

化学工業の災害は、技術が未発達の時代には避け難いものとされていたが、今日に於ては地域社会に与える影響の重大さはもとより企業の存在を左右することにもつながり、決して起こしてはならないものとなっている。

この事を『化学会社』特に危険物を使用し又危険物の製造を行っている私達は十分に認識しておかなければならぬ。

過去の災害に於ける原因については、その大部分が人的要因とされ、一般常識では考えられないことが原因で大災害を引き起こしている例も多い。

一般的にではあるが、多くの企業、多くの人々は、危険物、有害物の使用を開始するに当たっては、工程と異常時の対策について十分検討し、作業者も危険性や有害性について十分な教育を受け、注意深く行動するため災害は起りにくい。

しかし時間が経つにつれて、危険性や有害性に対する感受性が『なれ』により徐々に低下し、危険物に対しての取扱い方法や注意力が散漫になりその積み重ねが最後に大災害を引き起こしている例も見られる。

インドのボバールの事故に於てもメチルイソシアネートという非常に危険な物質を扱かっているにもかかわらず、圧力計を無視し、漏洩に対応せず、除害設備も二つとも機能しなかったため、3千数百人が死亡するという、日本で

は考えられない大事故が発生している。

私の勤務している研究所に於てもニーズの多様化に対応し、取り扱う危険物、有害物の数は年々多くなる傾向にある。

私自身は、その中に於て研究開発段階に於けるスケールアップ実験（パイロットプラント）に従事していることから『研究開発段階に於ける危険物安全管理』という、題材で危険物取扱についてフローシート（省略）に示し、再考してみることにした。

### 1. 隠れている危険性に対する『目』

パイロットプラントに於て隠れている危険性に付いて考察すると下記のような危険性が考えられる。

I 製造部門と比較して危険物の取扱量が $1/10 \sim 1/100$ と少なく、設備も少さいため安易に取扱うおそれがある。

II パイロットヤードで取扱う危険物、有害物質の数が多い。

III 反応条件の変更が頻繁で必ずしもその合成方法の最適化された条件で実験が行われない。

IV 反応開始操作、反応停止操作、反応中断操作が頻繁に行われる。

V スケールアップにより、予期せぬ危険な不純物の蓄積や蓄熱が起こる。

以上のような危険性が考えられる。従って全ての設備に

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きくはばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代  
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代



■ 営業品目 ■ ピル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島・大阪工場

対する十分なメンテナンスと作業者に対する十分な教育を行わなければ、確立された合成技術で反応を行い、起こりうる万一のミスをいわゆる『ばかよけ』の設備面でカバーしている生産プラントよりも、危険の確率が高くなる恐れがある。

この様なことを考慮して、当研究所に於ては、新規開発テーマのパイロット実験を行う場合には、研究部門の人間だけではなく、パイロット実験熟練者、保安環境部門、労働安全衛生部門の各部門の人から構成された『安全審査委員会』を設置し、計画の段階から安全防災について検討を行い安全性の審査を行うとともに安全対策等についての勧告を実施している。

安全審査委員会の検討項目は以下の様になっている。

① 実験設備について

- ・実験設備が法規に適合しているか
- ・耐蝕性、耐熱性など材質に問題はないか
- ・安全装置、除害設備等に問題はないか

② 危険物の危険性を十分把握しているか

- ・危険物の爆発範囲の問題は
- ・静電気を含め、火源の対策は十分か
- ・化学的特性のデーターシートは作成されているか
- ・有害物質の取扱方法と処理は十分か
- ・最適の保護具を使用しているか

③ 反応制御について

- ・熱量計算が正確に行われているか
- ・除熱方法は最適か、除熱能力は十分あるか

④ 合成方法について

- ・反応条件が十分に検討されているか
- ・合成プロセスに問題はないか
- ・作業標準、フローシートが検討されているか

⑤ 異常時対策について

- ・異常反応時対策
- ・停電断水時対策

・火災時の消火方法

以上のような検討項目を十分に審査を行い、安全審査委員会をパスしなければ、新規開発テーマのパイロット実験への移行は、行わないと言う規約を研究所内で実施している。

この安全審査は、研究部門に対して危険物、有害物質の安易な取扱いに歛止めを掛け、安全防災について、必要且つ十分な検討を行うことを要請している。そしてこのことが、開発の初期段階では発見が難しい、大量生産移行時に発生する恐れのある災害の芽を発見する『目』の育成のために重要な役割を果たしている。

## 2. パイロット実験を行う場合の『心』

安全審査委員会をパスして、実際にパイロット実験を行う時に、実験担当者はどのような心構えで運転にのぞまなければならないか考えてみる。

危険物を使用して化学反応を行う場合には、常に最悪の事態を避ける二重三重の防御を行わなければならない。万一異常が発生しても充分な異常発生時対策を立てておけば余裕をもって最悪の事態を回避できる。

当研究所で行っている事故発生防止対策の例としては次のようなものがある。

(1) 爆発、火災対策

・酸素濃度について

危険物は一定濃度以下の酸素中では燃焼しない、通常この濃度は7~8%であるがこの範囲を測定・調査し窒素置換を行なって燃焼範囲以下に酸素濃度を下げる。

しかし危険物によっては、酸素濃度を下げすぎると危険なものもあるので、この様な場合には窒素に空気を一定の割合で混合し供給している。

・着火源について

電気火花対策—電気設備はすべて防爆構造としている。

# 消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。**

本 社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

静電気対策一反応器、ポンプ類等には全てアースを取り付けると共に、液体摩擦による静電気が発生しにくいようにしている。

#### ・反応の緊急冷却停止

緊急冷却が必要になる、万一の場合に備えて、反応器の直近に緊急冷却水槽を設置して反応を直ちに停止できるようにしている。

#### (2) 模擬運転の実施

パイロットプラントに於ては、運転開始操作及び停止操作は頻繁に行われる。従って安定に運転するには、詳細な操作手順を作成し、運転員がそれを理解しておかなければならぬ。

当研究所に於ては設備及び、操作手順の確認と、運転員の操作訓練を兼ねて、水を使用し実際の装置で、操作手順に従い反応条件まで昇温、昇圧しポンプ類、加熱装置、攪拌機、冷却器、計測器等の動作、能力をチェックし、また漏洩の無いことを確認している。

以上あたりまえの事柄ばかりであるが私達は実験に際して綿密にチェックを行う『心』を持って実験にのぞんでいる。

### 3. 設備を見る『目』

パイロットプラントに於いても、近年プロセス制御用コンピューターの導入等、設備の装備化が進められている。

しかしいかに優れた設備であっても万能ではなく、その設備を使って仕事をしているのは我々人間である。

設備については、使用する原料や経年により、腐食や摩耗を起こして機能低下を起こす、また自動化装置が誤動作を起こす事も考慮しておかなければならぬ。

これらの事に対して、起こり得る異常を事前に予測し、また不良箇所を早期に発見し迅速に処置することが重要であり、設備を安定的に運転するためには、綿密な保守点検が必要となる。

当研究所パイロットでは下記のような保守点検を実施している。

#### ① 定常時点検

圧力容器については、定期自主検査を月1回実施し、管理台帳に記録すると共に、年1回法定検査を実施している。

反応器、冷却器、受器については、実験終了後には、必ず開放点検し、装置の汚れ状態や腐食状態のチェックを行うと共に十分な洗浄操作を行って、異物混入による異常が発生しないようにしている。

回転機器、電気設備、消火設備、火災報知器等の設備機器については点検月間を設けて、その月々に各機器及び設備の点検を実施している。

計量設備については年1回の計器、機器のオーバーホールを実施すると共に常に異常については、チェックを行い問題があれば迅速に処置を行っている。

#### ② 非定常点検

小規模ながら多目的に実験が行われるパイロットでは、配管変更等の工事が頻繁に行われるため、工事に際しては配管、反応器に残留している危険物を抜き取り、水で充分に洗浄すると共に窒素置換を実施している。

また火氣が使用されるため、火災予防規程に基いて、火氣立会者を決め工事場所をチェックし十分な防火対策を講じて火氣使用許可を申請すると共に火氣使用者には事前に必要な教育を実施している。

以上のような保守点検を確実、迅速に実施して行く事が、設備を安全に稼動できる大前提であると考えている。

設備を良くするのも悪くするのも設備を使う我々的確な見方、即ち『目』が大切であると言うことである。

### 4. 災害報道、災害事例を見る『目』

身近に起きた災害や同業種で発生した災害の報道は非常に気になるもので、言い替えればそれは、自分自身の職場が同じ状況にあるのではないかという緊張をもたらすからである。

事故や災害の事例を受け取る側の私達は、身近に起きた事故や他職場の災害は、自分達の職場への『警鐘』である



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャーレ設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただき  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和高会  
本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



と心得なければならない。

事故の内容を十分に検討し職場内のどの様な箇所でどの様な作業をしたから事故が起きたのかを知り、検討内容を自分達の職場の防災対策につなげなければならない。

当研究所に於ては、安全衛生委員会を毎月1回開催し安全、防災について検討を行うと共に、研究所内を委員がパトロールし、危険物の管理状態、不安全箇所、不安全作業等をチェックし、議事録に記録している、そして該当する職場に対しては改善を命令し、実施と報告を義務づけている。

また安全衛生委員会では防災を目的に、危険予知訓練を訓練シートを用いて実施すると共に、実際に研究所内に隠れている危険箇所、危険作業を全員で洗いだし対策改善案を提出させて、災害、事故を予防する『目』を養う訓練を実施している。

## 5. 安全教育を受ける側の『心』

事故や災害を防止するために貴重な時間を使って安全教育を実施しても教育を受ける側の人間の『心』に問題があるっては何の効果も見られない。

あってはならないことであるが、安全教育を実施した場合に講師やリーダーの発言に『いつも当たり前の事を言う』、『何回もその言葉は聞いている』、『他の仕事が忙しいのに』、『というような気持ちで聞いている人も少なくない』などだ。

特に新入社員は自らの置かれている環境に慣れていないため、事故や災害は絶対に起こしてはならないという認識が充分とは言えない。私自身は、若い研究者の人たちから『安全教育、とは何ですか?』と聞かれた場合には、安全教育は自分自身の体を守る『護身術』と答えるようにしている。なぜならば、誰だって災害や事故によって怪我をしたくないはずであるから。

当研究所に於ても数年前まで年間2~3件の不休、休業災害が発生していた。災害統計を見ると、入社3~5年目の若手の研究員に、事故が集中し問題化された時期があった。事故内容を検討した結果、その原因の大部分は安全意識の欠如及び慣れから来る軽率な作業方法が主であった。

このことは、従来実施していた安全教育は、新入研究員にはその効果もせいぜい1~2年しか持たないということと、又教育を受ける人の受け取り方に問題があったという結論もあわせて出された。

そこで事故率の高い入社3~5年目の若手の研究員を安全再教育対象者とし、新入社員の安全教育の指導者に任命し、新入社員とマンツーマンで安全教育を実施してその効果を上げている。

又研究という仕事柄、少量多品種の危険物を取り扱う事からも、危険物取扱知識の習得も特に活発に行われるよう

になり、近年では入社5年以内には、殆どの研究員が、危険物取扱者の資格を取得している。

## 6. おわりに

反応装置が近代化されてもそれを駆使して仕事をするのは私達人間であり、又事故や災害により怪我に遭うのも私達人間である。災害は突然的に発生するものはごく僅かで、その大部分は発生前には必ず不安全な状態や兆候がみられ、この段階で事前に対処できれば災害は起こらない。即ち予防活動こそが災害防止に於ける重大な点であると考え、継続的活動をしなければならない。

設備や機器の進歩と同様に安全、防災の設備やシステムも急速に進歩している。ここに記載した、当研究所に於ける安全管理システムは、現状では必要十分であると確信しているが、長い将来にわたり安全を保証するものではない。絶対に事故が起きない装置は一つの理想であるが、理想に近づけるための新しい機器で新しいタイプの事故が発生するのもまた事実である。

安全に対する取り組みは常に『これで良いのだろうか』と自問自答を行ながら、監督官庁の御指導や他社の事例を重要な指針として、安全管理システムを改善し続けなければならない。

安全への取り組みは永遠の課題である。日々真剣に取り組むことが何よりも優先されることを肝に銘じ上記にも述べたように安全に対する『目』『心』を常に持ち続けて職場の安全意識の高揚に努めて行きたい。

(以上)

